

株主優待に関する住所変更申請書

- 株主様控えはお手元にお取り置きください。
株主優待に関する郵送物は、証券会社にご登録の住所へ送られます。
住所がご変更になった場合は、株主優待に関する書類（優待内容通知や株主様ご案内状）の送付先「松竹(株)」と、総会・配当に関する書類の送付先「証券会社」の両方で住所変更手続きが必要です。
この申請書は、優待内容通知や株主様ご案内状の送付元である「松竹(株)」への届けとなります。
証券会社への住所変更は、必ず届け出をお願いいたします。

【ご申請方法】

点線で切り取り、申請書【ご提出用】を下記住所へご郵送ください。

Table with 2 columns: 送付先住所 and 住所. Rows for 東日本の株主様 (〒104-8422) and 西日本の株主様 (〒542-0071).

※ご不明な点がございましたら、下記電話番号にご連絡下さい。
フリーダイヤル 0120-350-593 月曜日～金曜日 10:00～12:30、13:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始等を除く)
・今回当社がお預かりしました株主様の個人情報を、株主様の同意なく第三者に開示することはありません。

----- 切り取り線 -----

株主優待に関する住所変更申請書【ご提出用】

Form with 2 columns: 項目 and 内容. Rows for 優待(ゴールドカードに記載の10桁), ふりがな お名前, 旧ご住所, 新しいご住所, お電話番号.

口座を開設されている証券会社に住所変更の届出 済 ・ 未
※どちらかに○をしてください